

## 新発田市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が主体となり実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄又は末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の提供者（以下「ドナー」という。）となった市民に助成金を交付することにより、ドナーの負担を軽減し、もって骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を希望する登録者の増加を図り、及び骨髄等の移植を推進することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、新発田市内に住所を有する者であって、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたものとする。

### (助成金額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に係る次に掲げる通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 骨髄等の採取前の健康診断のための通院日数
- (2) 自己血採血のための通院日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院又は入院（第1号に規定する通院をする日の翌日から前号に規定する入院をする日の前日までにするものに限る。）の日数

2 前項に規定する通院又は入院の日数には、骨髄等の採取によって生じ、又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院の日数は含まないものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、新発田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 財団が発行する前条第1項各号に掲げる通院又は入院の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、新発田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。